

令和5年度 松本市要保護児童対策地域協議会

令和5年5月11日（木）午後1時30分から
松本市役所 本庁舎 3階 大会議室

次 第

1 開 会

2 会長、副会長あいさつ

3 委員、事務局自己紹介

4 会 議 事 項

- (1) 令和4年度松本市要保護児童対策地域協議会の活動報告 . . . 資料1
- (2) 松本市子ども家庭総合支援拠点の運営状況 資料2
- (3) 松本地域における要保護児童の現状（松本児童相談所） 資料3
- (4) ヤングケアラーの実態把握及び支援方法について 資料4
- (5) 要保護児童対策地域協議会参加機関の追加について 資料5

5 閉 会

令和5年度 松本市要保護児童対策地域協議会
代表者会議 構成団体

団体名	
保健医療	松本市医師会
	松本市歯科医師会
司法人権	長野県弁護士会松本在住会
	松本人権擁護委員協議会
教育	松本市校長会
	松本市私立幼稚園連盟
児童福祉	松本市社会福祉協議会
	松本市公立保育園幼稚園園長会研究会
	松本市学童保育連絡協議会
	松本児童園
	松本赤十字乳児院
	中信地区里親会
	松本市民生委員・児童委員協議会
	松本市主任児童委員会
	子どもを虐待から守る会・まつもと
行政	松本児童相談所
	長野地方法務局松本支局
	松本警察署
	松本広域消防局
	松本市保健所
	松本市教育委員会
	松本市上下水道局
	松本市福祉事務所
	松本市こどもプラザ

事務局

松本市	課名
	こども福祉課
	人権共生課
	市民相談課
	障がい福祉課
	生活福祉課
	保健所健康づくり課
	こども育成課
	子どもの権利相談室
	保育課
	学校教育課

令和4年度松本市要保護児童対策地域協議会の活動報告

1 代表者会議

(1) 会議等参加機関

松本市医師会、松本市歯科医師会、長野県弁護士会松本在住会、松本人権擁護委員協議会、松本市校長会、松本市私立幼稚園連盟、松本市社会福祉協議会、松本市公立保育園幼稚園園長会研究会、松本市学童保育連絡協議会、松本児童園、松本赤十字乳児院、中信地区里親会、松本市民生委員・児童委員協議会、松本市主任児童委員会、子どもを虐待から守る会・まつもと、松本児童相談所、長野地方法務局松本支局、松本警察署、松本広域消防局、松本市保健所、松本市教育委員会、松本市上下水道局、松本市

(2) 会議内容

期 日	内 容
5月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度松本市要保護児童対策地域協議会の活動報告 ・ 松本市子ども家庭総合支援拠点の運営状況 ・ 松本地域における要保護児童の現状 ・ ヤングケアラーの実態把握及び支援方法について

2 実務者会議（要保護、要支援児童）

(1) 会議等参加機関

松本児童相談所、松本警察署、松本児童園、松本市校長会、学校教育課、健康づくり課、保育課、障がい福祉課、生活福祉課、こども福祉課

(2) 会議内容（2月は、降雪のため書面にて実施）

期 日	内 容
5月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅276ケース、入所等 92ケース情報共有、進行管理 (内 ヤングケアラー5世帯5人)
8月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅255ケース、入所等 88ケース情報共有、進行管理 (内 ヤングケアラー6世帯9人)
11月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅247ケース、入所等 92ケース情報共有、進行管理 (内 ヤングケアラー6世帯10人) 連絡調整のあり方、ヤングケアラー支援について協議
2月10日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅261ケース、入所等 95ケース情報共有、進行管理 (内 ヤングケアラー7世帯14人)

3 実務者会議（特定妊婦）

(1) 会議等参加機関

松本児童相談所、松本赤十字乳児院、信州大学医学部附属病院、丸の内病院、相澤病院、穂高病院、長野県立こども病院、横西産婦人科医院、松本市立病院、健康づくり課、障がい福祉課、こども育成課、こども福祉課

(2) 会議内容

期 日	内 容
5月31日	・21 ケース情報共有、事例検討
8月18日	・26 ケース情報共有、事例検討
11月28日	・28 ケース情報共有、事例検討 ヤングケアラー支援について
2月21日	・27 ケース情報共有、事例検討 出産・子育て応援給付金について

4 オレンジリボンキャンペーン

(1) 「広報まつもと11月号」へ記事を掲載

(2) 懸垂幕、横断幕掲示

期 日 令和4年11月1日～11月30日

内 容 『子どもを虐待から守ろう』啓発用懸垂幕を松本市役所本庁舎入口に、同内容の横断幕を松本駅に、それぞれ掲示した。

(3) 子ども虐待防止ながのオレンジリボン2022

～広めよう！189チャレンジ～

期 日 令和4年11月3日(水・祝)

主 催 子ども虐待防止ながのオレンジリボン

共 催 松本短期大学 松本市

内 容

ア 「ママフェスまつもと2022冬インター」にブースを出展

市の子育て支援情報、養育里親情報と合わせて、啓発物品配布

イ 「第65回まつもと市民祭歩行者天国」

啓発物品配布（ティッシュ等）

5 研修等

(1) 関係団体向け研修

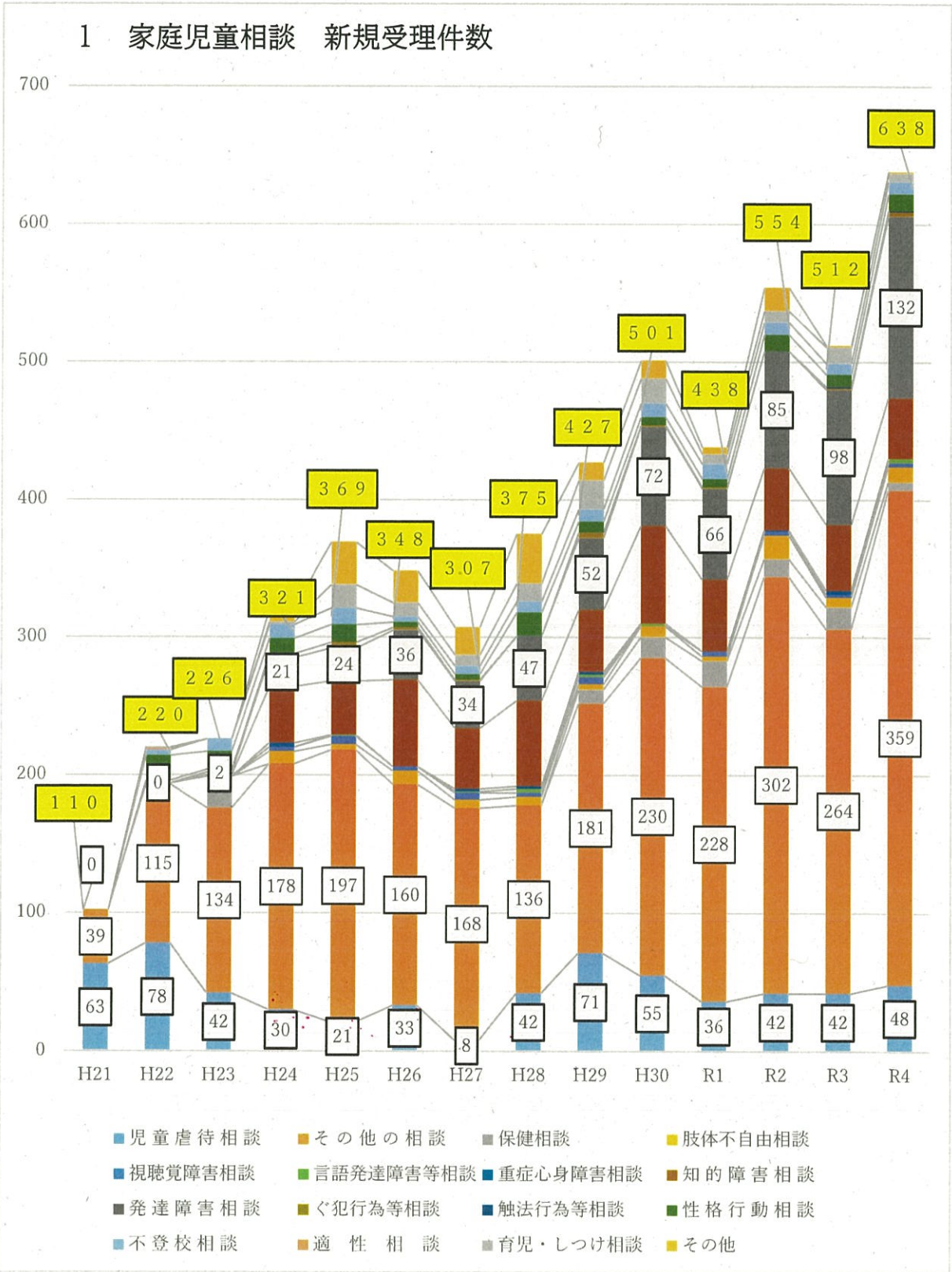
民生委員・児童委員協議会、主任児童委員会、小中学校、保育園幼稚園、学童保育、障害児通所事業所に研修を実施

(2) YouTube セミナー

明治安田生命保険相互会社との連携協定に基づき、市ホームページを通じて、「ヤングケアラー」「虐待予防」のコンテンツを配信

令和4年度松本市子ども家庭総合支援拠点の運営状況

1 家庭児童相談 新規受案件数



2 主な相談内容と新規受理総数

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
虐待	8	42	71	55	36	42	42	48
その他 養護	168	136	181	230	228	302	264	359
知的 障がい	44	62	45	71	52	45	48	44
発達 障がい	34	47	52	72	66	85	98	132
総数	307	375	427	501	438	554	512	638

3 傾向

- (1) 家庭環境等による要支援（その他養護）及び発達障がいに関する相談件数の増加が目立ち、相談件数は過去最大となりました。
- (2) 虐待を含め、上記以外の相談件数に、大きな変動は見られませんでした。

4 要因

- (1) その他養護に関する相談の増加については、県が実施したヤングケアラー実態調査に基づき心配される児童の状況把握を行ったこと、子ども家庭総合支援拠点の活動を通じ関係部署間の情報共有を通じて受理する案件が増えたこと、などが要因として考えられます。
- (2) 発達障がいに関する相談の増加については、児童発達支援や放課後等デイサービスの事業所が増加していること、保護者や関係機関の発達障がいに対する認識が高まり受診に繋がる事例が増加していること、などが要因として考えられます。

松本児童相談所

松本児童相談所管内の児童相談の状況

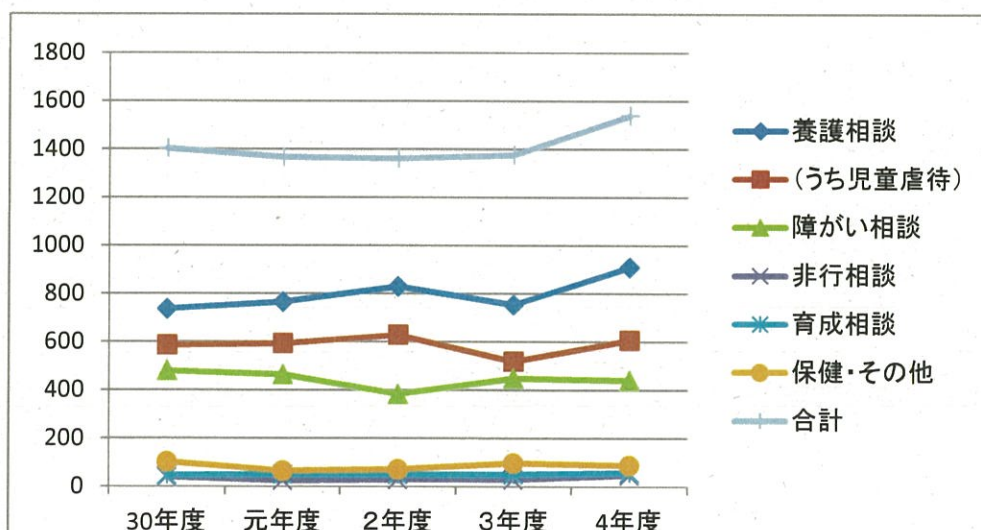
《令和4年度の数字は速報値です》

1 相談種別受付状況の推移

(単位:件)

種別	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	構成比	うち松本市分	構成比
養護相談	737	765	829	754	909	59.1%	408	59.0%
(うち児童虐待)	586	593	628	518	606	39.4%	281	40.7%
障がい相談	479	463	383	447	439	28.5%	192	27.8%
非行相談	39	24	29	28	47	3.1%	19	2.7%
育成相談	46	50	49	50	56	3.6%	31	4.5%
保健・その他	102	65	71	96	87	5.7%	41	5.9%
合計	1403	1367	1361	1375	1538	100.0%	691	100.0%

全相談受付件数に占める松本市の割合 55.3 %

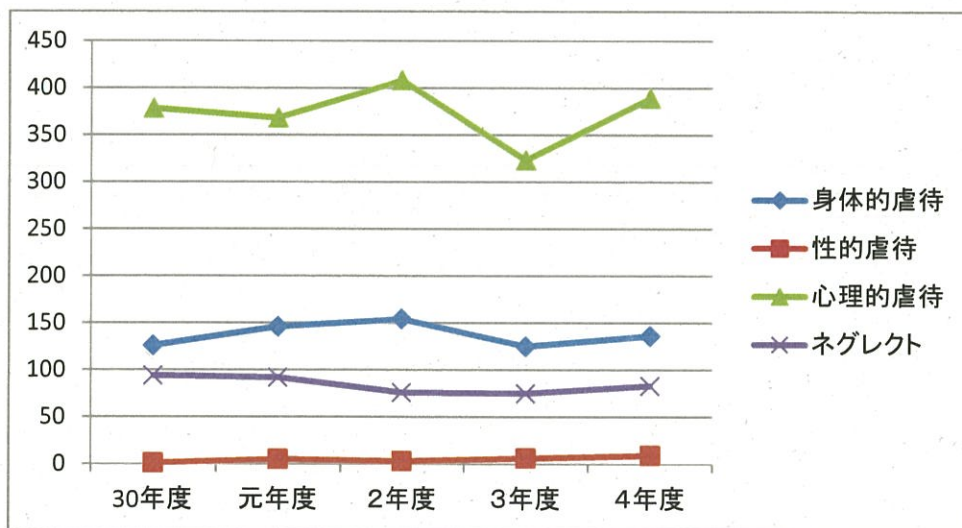


2 児童虐待区分別相談対応件数の推移

(単位:件)

区分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	構成比	うち松本市分	構成比
身体的虐待	126	146	154	125	136	22.0%	55	19.6%
性的虐待	1	5	3	6	9	1.5%	6	2.1%
心理的虐待	378	368	408	323	389	63.0%	181	64.6%
ネグレクト	94	92	76	75	83	13.5%	38	13.6%
合計	599	611	641	529	617	100.0%	280	100.0%

相談結果が複数に該当するものがあるため、相談受付件数計と一致しない。



3 虐待相談の経路

(単位:件)

経路	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	構成比
家族・親戚	36	81	65	54	64	10.4%
児童本人	10	10	7	7	10	1.6%
近隣・知人	43	72	49	40	55	8.9%
市町村	36	47	92	76	106	17.2%
医療機関	24	10	11	5	19	3.1%
福祉施設	14	10	25	11	9	1.5%
警察	324	285	326	227	257	41.7%
学校等	75	69	36	55	47	7.6%
その他	37	27	30	54	50	8.1%
合計	599	611	641	529	617	100.0%

要
対
協
構
成
機
関

7
0
.
8
%

4 主たる虐待者の推移

(単位:件)

虐待者	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	構成比
実父	275	250	289	245	294	47.6%
実父以外の父	35	36	24	30	39	6.3%
実母	271	304	311	239	265	42.9%
実母以外の母	0	1	1	3	5	0.8%
その他	18	20	16	12	14	2.3%
合計	599	611	641	529	617	100.0%

5 虐待相談結果の推移

(単位:件)

対応	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	構成比
施設入所	19	14	16	21	21	3.4%
里親委託	5	1	3	0	4	0.6%
面接指導	563	578	579	471	570	92.4%
その他	12	18	43	37	22	3.6%
合計	599	611	641	529	617	100.0%

ヤングケアラー支援体制について

1 趣旨

ヤングケアラーの早期発見及び必要な支援の実施のため、要保護児童対策地域協議会の枠組みに基づき、構成団体同士の情報共有及び連携について定めるものです。

2 体制（別紙資料4-1）

松本市要保護児童対策地域協議会内において、構成団体がそれぞれの活動を通じて把握した情報を共有し、必要に応じ連携して支援を行います。

- (1) ヤングケアラーが疑われる児童の通告・相談を受けた場合、こども福祉課から関係機関に状況確認を行います。
- (2) こども福祉課内で情報を集約し、支援が必要な場合は関係機関へサービス調整や見守りを依頼します。
- (3) 支援や見守りが必要な児童に関しては、要保護又は要支援児童として実務者会議にて進行管理を行います。

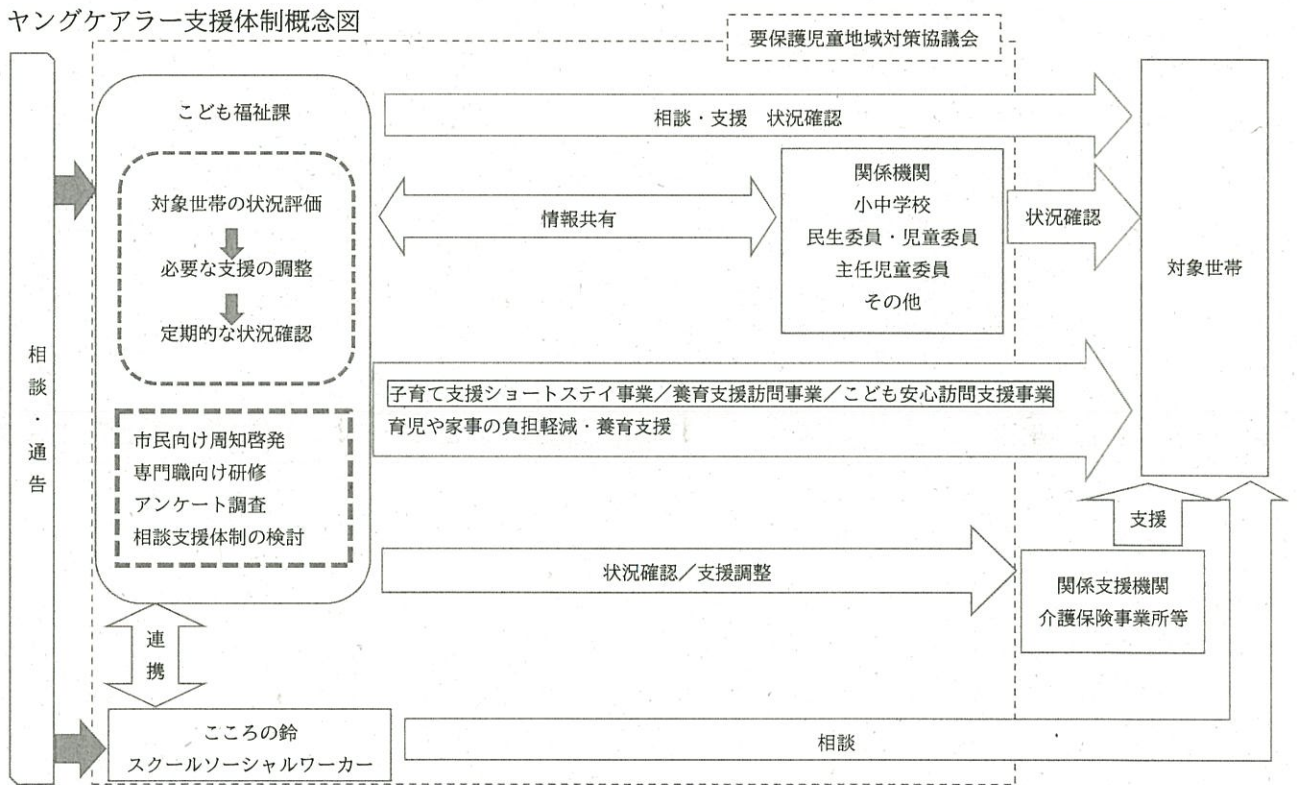
3 構成団体への依頼事項

- (1) ヤングケアラーが疑われる児童がいた場合、関係機関用ヤングケアラー・チェックシート（別紙資料4-2）を用い、こども福祉課への通告の要否を判断してください。
- (2) 上記チェックシートにて支援を要するヤングケアラーに該当する児童を把握した場合は、フローチャート（別紙資料4-3）に従って、こども福祉課へ通告してください。
- (3) こども福祉課から状況確認、見守り、サービス調整等の依頼があった場合は、各機関の通常業務の中で対応を行ってください。

4 こども安心訪問支援事業について（別紙資料4-4）

- (1) 国が実施する「子育て世帯訪問支援事業」に基づき、こども福祉課が必要と判断した世帯に訪問支援員を派遣し、育児・家事等の援助を行うものです。
- (2) 令和5年4月より事業所に委託しています。
- (3) 介護保険や障がい福祉などのサービス利用開始までの期間の支援や既存のサービスでは対応できない支援を行うことを想定しています。
- (4) 対象世帯の心理的抵抗感や既存サービスの利用調整を考慮し、積極的な広報は行わない予定です。

ヤングケアラー支援体制概念図



関係機関用ヤングケアラー・チェックシート

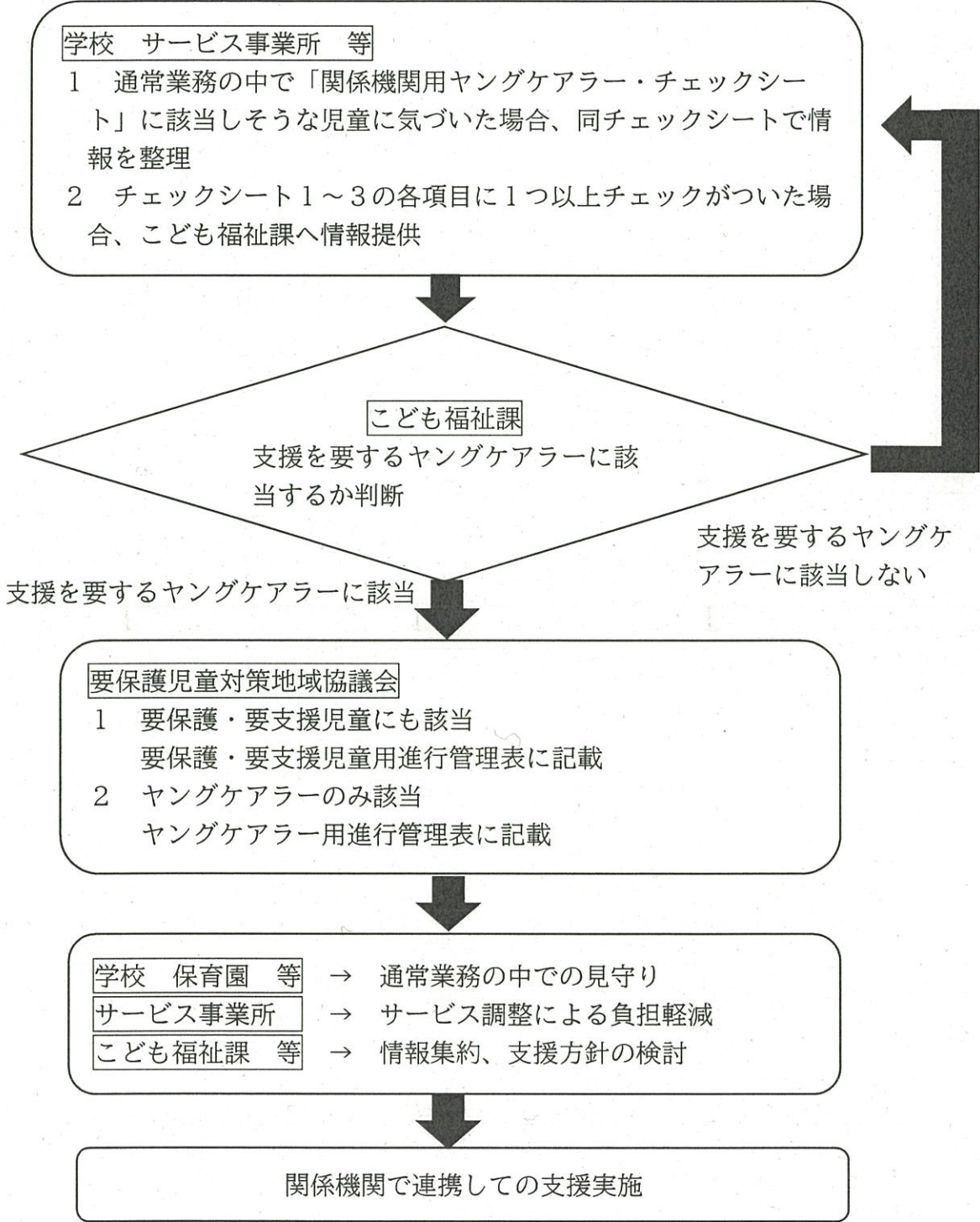
このチェックシートは、18歳以下の児童のうち、特に支援を要すると思われるヤングケアラーを確認するためのものです。

通常業務の中で確認できる項目のみチェックしてください。

1 世帯内に以下の状態の家族がいる
<input type="checkbox"/> 排泄や食事に介護を要する <input type="checkbox"/> 徘徊・外傷の防止のため見守りを要する <input type="checkbox"/> 就学前の児童 <input type="checkbox"/> 通訳を要する <input type="checkbox"/> 精神疾患等により、なだめるなどの対応を必要とする
↓
2 上記家族について、児童が、ほぼ毎日、以下の介助をしている
<input type="checkbox"/> 排泄や食事の介護 <input type="checkbox"/> 徘徊・外傷の防止のための見守り <input type="checkbox"/> 就学前の児童の監護 <input type="checkbox"/> 学校、行政機関、医療機関に対する通訳 <input type="checkbox"/> 不穏状態になった場合になだめる
↓
3 児童の状態に以下の様子がある
<input type="checkbox"/> 毎週のように遅刻・早退・欠席がある。 <input type="checkbox"/> 行事や部活への不参加が多い。 <input type="checkbox"/> 授業に集中できない。 <input type="checkbox"/> 学力が以前よりも低下している。 <input type="checkbox"/> 居眠りや体調不良が多い。 <input type="checkbox"/> 提出物等事務手続きの遅れが多い。
<input type="checkbox"/> 夜間・休日に児童のみで過ごしている様子がある。 <input type="checkbox"/> 日常的に児童を監護する保護者が1名のみ <input type="checkbox"/> 児童が、「家族」項目でチェックされた家族とのみ過ごす時間帯が毎週生じている。
<input type="checkbox"/> 経済的な理由により児童が就労している。 <input type="checkbox"/> 経済的な理由又は家族の介護のため、児童が進学をしない。
<input type="checkbox"/> 児童が家族のことについて相談してくる <input type="checkbox"/> 児童が家族の障がいや疾病に対する対応について相談してくる <input type="checkbox"/> 児童が経済的理由による進路変更について相談してくる

1～3に、それぞれ1つ以上☑がついた場合は、こども福祉課に連絡

ヤングケアラー対応フローチャート



こども安心訪問支援事業について

1 事業の概要

虐待の防止やヤングケアラーの負担軽減のため、訪問支援員が自宅を訪問し
悩み事や不安に対し傾聴で対応しつつ、家事や育児の支援を行うもの

2 実施時期

令和5年4月1日より

3 対象家庭

市内に居住し、次のいずれかに該当する家庭

- (1) 保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童がいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- (2) 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある家庭
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のいる家庭
- (4) 乳児院、児童養護施設や養育里親等に措置されている児童の家庭復帰のための支援が必要な家庭
- (5) 養育里親又は特別養子縁組等により現に児童を養育しており、特に支援を必要としている家庭

4 支援内容

- (1) 対象世帯の状況確認、世帯員からの悩み事や不安の聞き取り
- (2) 世帯員にかかわる家事（掃除、洗濯、調理）、介助、通院や登園等の送迎

要保護児童対策地域協議会構成団体の追加について

1 趣旨

障害児通所利用児童数の増加やヤングケアラーなど介護保険分野とも関わる課題への対応が必要なことから、要保護児童対策地域協議会の構成団体を追加することについて、伺うものです。

2 理由

- (1) 当事者の了解を得られない状況で状況確認や見守り行う場合には、要保護児童対策地域協議会の構成団体内で情報共有を行う必要があります。
- (2) 利用者数が増加している障害児通所事業所やヤングケアラー支援において情報共有が必要となる高等学校・介護保険事業所が、要保護児童対策地域協議会の構成団体になっていません。
- (3) 児童相談所から児童家庭支援センターへ指導委託されている事例があり、情報共有や連携の必要性が生じています。

3 事務局提案

- (1) 事務局側で、要保護児童対策地域協議会の構成団体になっていない関係団体と協議を行います。
- (2) 令和5年度中に要綱を改正します。
- (3) 令和6年度代表者会議に、新規構成団体が参加し、改めて情報共有や連携体制を確認します。

4 新規構成団体候補

- (1) 障がい関係団体
- (2) 介護保険関係団体
- (3) その他、児童・教育分野の関係団体